# 令和4年3月

# 国見町農業委員会定例総会会議録

令和4年3月15日 開会 令和4年3月15日 閉会

# 国見町農業委員会

# 令和4年3月

# 国見町農業委員会定例総会会議録

# 1. 出席委員

1番	渋	谷	福	重	君	2番	赤	坂	正	弘	君
3番	佐	藤		武	君	5番	佐ク	【間	久	子	君
6番	斎	藤	紀	次	君	7番	八	島	富	_	君
8番	佐	藤	浩	信	君	10番	井	砂	秀	明	君

# 1. 欠席委員

なし

# 1. 出席農地利用最適化推進委員

石 母 田 地 区 担 当 齋 藤 光 弘 君 鳥取・内谷地区担当 赤 坂 齋 君 森 山 地 区 担 当 佐 藤 正 春 君 徳江・塚野目地区担当 朔 地 信 七 君 徳江・塚野目地区担当 八 巻 信 詞 君 貝田・光明寺地区担当 吉 田 和 男 君

# 1. 出席事務局員

 農業委員会事務局長
 実沢隆之君

 農業委員会事務局係長
 野村康宏君

 農業委員会事務局係員
 横山 彰君

# 1. 議事日程

議事日程

令和4年3月15日(火曜日) 午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 提出議案等

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 令和4年度国見町賃借料情報について

- 6 その他
  - (1) 次回以降の総会日程について

午後1時30分開会

# 1 会長挨拶

- ○事務局 会長よりご挨拶をお願いします。
- ○会長(渋谷福重君) 【会長から開会に先立ちあいさつ】
- ○事務局 ありがとうございました。

では、今後の議事進行につきましては、渋谷会長にお願いしたいと思いますので、渋谷会長よろしくお願いいたします。

# 2 議事録署名人指名

○会長(渋谷福重君) それでは、議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇会長(渋谷福重君) 異議なしの声がありましたので、3番、佐藤 武委員、5番、佐久間 久子委員にお願いいたします。

# 3 欠席者

○会長(渋谷福重君) 続きまして、欠席者の報告ですが、本総会については欠席者はおりません。

#### 4 会務報告

- ○会長(渋谷福重君) 続きまして、会務報告に移ります。 事務局、お願いいたします。
- ○事務局 【会務報告について説明】
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

#### 5 議事

### 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長(渋谷福重君) 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを 議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- 〇事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(3件)について説明】
- ○会長(渋谷福重君) 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) なしという声がありました。

質疑がないようでございますので、報告第1号を報告のとおりといたします。

# 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長(渋谷福重君) 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

- ○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請(8件)について説明】
- ○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号9番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推

進委員より説明をお願いいたします。

- ○貝田・光明寺地区担当推進委員(吉田和男君) 3月10日に事務局と現地を見てまいりました。何ら問題ないと確認しましたので、よろしくご審議のほどをお願いします。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

続きまして、受付番号10番、11番の案件について、現地調査を石母田地区担当、齋藤光弘推 進委員より説明をお願いいたします。

- 〇石母田地区担当推進委員(齋藤光弘君) 去る3月10日に事務局2名と現地の確認をしてまいりました。事務局の説明どおり何ら問題がないことを確認しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

続きまして、受付番号12番の案件について、現地調査の結果を森山地区担当、佐藤正春推進 委員より説明をお願いいたします。

- ○森山地区担当推進委員(佐藤正春君) 受付番号12番について、ただいま事務局説明のとおり現地確認をしてまいりまして、何ら問題ありませんでした。ご審議よろしくお願い申し上げます。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

続きまして、受付番号13番の案件について、現地調査の結果を徳江・塚野目地区担当、菊地信七推進委員より説明をお願いいたします。

- ○徳江・塚野目地区担当推進委員(菊地信七君) 10日、事務局2人と現地を見てまいりました。何も問題になることはありませんので、許可のほうよろしくお願いします。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

続きまして、受付番号14番の案件について、現地調査の結果を徳江・塚野目地区担当、八巻 信詞推進委員より説明をお願いいたします。

- ○徳江・塚野目地区担当推進委員(八巻信詞君) 3月10日に事務局と現地のほうを確認して まいりました。本件は親子間における生前贈与ということですので、何ら問題ないと考えます。 ご審議のほうよろしくお願いいたします。
- ○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

続きまして、受付番号15番、16番について、現地調査の結果を鳥取・内谷地区担当、赤坂推 進委員より説明をお願いいたします。

○鳥取・内谷地区担当推進委員(赤坂 齋君) 同じく3月10日、事務局と現地調査をいたし

ました。説明のとおり何ら問題ないと確認しましたので、ここに報告いたします。

○会長(渋谷福重君) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

# 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

○会長(渋谷福重君) 次に、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といた します。

ここで、審議に入る前に、議事参与の制限について説明いたします。

受付番号17番から19番の案件に関して、7番、八島富一委員が議事参与の制限に該当します。 また、受付番号29番の案件に関して、5番、佐久間久子委員が議事参与の制限に該当します。 また、受付番号31番の案件に関して、10番、井砂秀明委員が議事参与の制限に該当します。ま た、受付番号28番の案件に関して、私渋谷が議事参与の制限に該当します。議事参与の制限に 関しては、議案を分割して審議させていただきますので、ご了承願います。

それでは、議案第2号で議事参与の制限に該当しない案件について審議します。 事務局の説明を求めます。

〇事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定(個人による所有権移転の申出1件、個人による貸借の申出29件、農地中間管理機構の転貸の案件7件)について説明】

○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑はございませんか。 菊地推進委員。

○徳江・塚野目地区担当推進委員(菊地信七君) 受付番号32番の借人、佐久間貞市さんの住

所が違うと思うんだけれども。

- ○会長(渋谷福重君) 事務局。
- ○事務局 失礼しました。

受付番号32番の佐久間貞市さんの住所でございますが、西大枝字根岸5番地となってございますが、正確には川内字沖12番地でございますので、資料の訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

- ○会長(渋谷福重君) ほかにございませんか。5番。
- ○5番(佐久間久子君) 36番の期間設定なんですけれども、令和4年から20年設定で14年だったらば、10年でしょう。10年設定だったらばこのままでいいんだけれども。
- ○会長(渋谷福重君) 事務局。
- ○事務局 すみません、期間のほうが10年が正確でございますので、終期はこのままで、存続期間のほうが20年ではなくて10年でございます。大変失礼いたしました。
- ○会長(渋谷福重君) ほかにございませんか。 10番。
- ○10番(井砂秀明君) 同じ感じで、42番の期間、9年9か月になっているんだけれども、 令和9年だと単純に5年にならないですか。
- ○会長(渋谷福重君) 事務局。
- ○事務局 すみません、42番も終期のほうは正解でございまして、存続期間が5年9か月でございます。すみません、大変失礼いたしました。
- ○会長(渋谷福重君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。 お諮りいたします。

議案第2号の議事参与に該当しない案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当 であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号の受付番号17番から19番の案件について審議します。

7番、八島富一委員は退席をお願いいたします。

[7番 八島富一君退室]

- ○会長(渋谷福重君) それでは、事務局の説明を求めます。
- ○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定(個人による貸借の申出3件)について 説明】
- ○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑はございませんか。 3番。

- ○3番(佐藤 武君) すみません、19番、佐藤久二夫さんなんですけれども、私の勘違いだったら申し訳ないんですが、土地の名義が弟さんのヒサオさんになっていると私は聞いていたんですが、これは以前も久二夫さんとの契約になっているんですか。
- ○会長(渋谷福重君) 事務局。
- ○事務局 こちらは再設定の案件でございますが、いずれも久二夫さんとの契約になってございました。
- ○会長(渋谷福重君) ほかにございませんか。6番。
- ○6番(斎藤紀次君) 備考欄で、水利権は借人負担というふうになっているんですけれども、 一方、借人さんとなっているところと、貸人負担という記載になっているということは、未記載のものはどういう扱いになっているのかなと。
- ○会長(渋谷福重君) 事務局。
- ○事務局 水利費の件でございますが、未記載のところは、基本的には貸人負担というのが農用地利用集積計画の裏面の共通事項の部分で記載してございます。基本的には貸人負担なんですが、ただ、こちらに申請を上げる段階で、記載してなくて、実際は借人負担という場合もありますので、そこは西根堰土地改良区のほうと所有者、借人のほうで話し合って届出等を出してもらうようになるので、こちらで把握している分は記載してございますが、把握していない部分は記載していない状況となってございます。
- ○6番(斎藤紀次君) 基本的には貸人負担で。
- ○会長(渋谷福重君) 事務局。

○事務局 基本的には貸人負担となっています。

農地中間管理事業とかも、契約するときに押印いただくんですけれども、そういうふうに基本的に改良区費とかは貸人、所有者持ちという形での契約になってございますので、全般的にはそうなっているんで、そこは西根堰との話合いになるかと思います。

- ○6番(斎藤紀次君) ということは、借人負担とあえてなっている場合というのは、だから、 貸人から負担金も預かって代わりに払うという形態なのか。
- ○会長(渋谷福重君) 事務局。
- ○事務局 借人が払う場合には、西根堰のほうに、借りている方が負担しますということで届出等するようになっているそうなので、借りる方が西根堰に代わりに払うということで届出を出している形に、預かってというよりはその水利費自体を使う側が払うという形で届出を出しているという形になります。
- ○6番(斎藤紀次君) 契約ではなくて届出の形になっている。
- ○事務局 そうですね、西根堰のほうは。
- ○6番(斎藤紀次君) 分かりました。
- ○会長(渋谷福重君) ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の受付番号17番から19番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適 当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

#### 〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号17番から19番の案件については、国見町農用地利用集積計画 案のとおり承認することに決定いたします。

7番、八島富一委員の退席を解きます。

#### 〔7番 八島富一君入室〕

○会長(渋谷福重君) 次に、議案第2号の受付番号29番の案件について審議します。 5番、佐久間久子委員は退席をお願いいたします。

[5番 佐久間久子君退室]

○会長(渋谷福重君) それでは、事務局の説明を求めます。

- ○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定(個人による貸借の申出1件)について 説明】
- ○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の受付番号29番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当である と認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号29番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

5番、佐久間久子委員の退席を解きます。

〔5番 佐久間久子君入室〕

○会長(渋谷福重君) 次に、議案第2号の受付番号31番の案件について審議します。 10番、井砂秀明委員は退席をお願いいたします。

[10番 井砂秀明君退室]

- ○会長(渋谷福重君) それでは、事務局の説明を求めます。
- ○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定(個人による貸借の申出1件)について 説明】
- ○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の受付番号31番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当である と認め、計画案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

# 〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号31番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

10番、井砂秀明委員の退席を解きます。

[10番 井砂秀明君入室]

○会長(渋谷福重君) 次に、議案第2号の受付番号28番の案件について審議します。 私渋谷が退席しますので、議長を八島会長職務代理者と交代いたします。

〔渋谷福重会長、職務代理者と交代、退室〕

○職務代理者(八島富一君) 議長を交代いたしました。それでは、議案第2号、受付番号28番の案件につきまして、審議いたします。事務局の説明を求めます。

- ○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定(個人による貸借の申出1件)について 説明】
- ○職務代理者(八島富一君) 事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○職務代理者(八島富一君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の受付番号28番の案件について、国見町農用地利用集積計画の内容が適当である と認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙 手 全 員〕

○職務代理者(八島富一君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号28番の案件については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

1番、渋谷福重会長の退席を解きます。

[1番 渋谷福重君入室]

○職務代理者(八島富一君) 議長を渋谷会長と交代いたします。

[職務代理者、会長と交代]

### 議案第3号 令和4年度国見町賃借料情報について

○会長(渋谷福重君) 続けます。

次に、議案第3号 令和4年度国見町賃借料情報についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。

# 〇事務局 【議案第3号 令和4年度国見町賃借料情報について説明】

○会長(渋谷福重君) 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑はございませんか。 6番。

○6番(斎藤紀次君) 貝田については除いたということなんですけれども、除いてあるとい うことを明記してやらないと、不公正になっちゃうんじゃないの。

除いてあるということは、分かってもらえないんだし、情報は伝えたほうがいいと思います。 ○会長(渋谷福重君) 事務局。

- ○事務局 今回貝田地区を除いているんですが、逆に記載すると、何で貝田地区は除いてんのということが、農家の方から逆に質問等がある場合がございますので、そうすると、貝田の方々だけ、何か賃借料が特殊なことやっているんじゃないのと、貝田の方々に今度問合せとかいくことも考えましたので、あえて今回は入れませんでした。
- ○6番(斎藤紀次君) いや、それを皆さん、賛成ならいいですけれども、ちょっと違うんじゃないのと。後で隠してんのなんて言われたら、かえって困るんじゃないの。
- ○事務局 そこは、この場で皆さんでの意見ですので、皆さんが載せたほうがいいというのであれば、載せますし、そこまで要らないんじゃないかというのであれば、記載はしません。
- ○会長(渋谷福重君) どうですか、今事務局からそういうお話があったんだけれども、皆さんが載せろといえば載せるんだけれども。

圃場整備をやったから特殊なんだ。

- ○会長(渋谷福重君) 特殊になったからこれが入っちゃうと、この数字がとんでもなく変わっちゃう可能性が出でくるのね。だから、あえて圃場整備やっていたから、そういうことでしょう。
- ○事務局 貝田の圃場整備地区、田の場合だと1反3,000円で契約を結んでいるので、筆数も 結構多いので、それを加えてしまうと、がくっと田の部も下がりますし、あと畑は1,000円で

結んでいるので、畑の部分もがくっと賃借料の平均額が下がってしまうので。

○6番(斎藤紀次君) 平均に入れるんじゃなくて、平均に入れられないということで、この 地区はこうだということを明記するほうが公正というか、要するに後から逆に隠していたんだ と言われるのが一番困るんで。

○事務局 多分それを載せると、ほかの借りている方とか、所有者とかも、ここの地区はこれ ぐらいでやっているんだから、じゃ、うちらもそういうふうにできないのかいということで、貸し借りに、特殊だということは分かってはいるとは思うんですけれども、ほかの地区にもそういう影響が出てくる可能性があるので、そこは逆に明記しないほうがいいのかなということで、事務局ではあえて今回載せていません。

例えば、借りる側からしてみれば、貝田地区、これぐらい安く借りているんだから、うちらだって条件は悪いんだから安く借りさせてくれといったら、所有者にとっては不利益になる可能性があるので、総体的に見た場合のことを考えて、事務局では今回載せていません。

- ○6番(斎藤紀次君) データを隠すというのは一番やっちゃいけないことだ。
- ○事務局 分かりますけれども。
- ○会長(渋谷福重君) どうですか、ほかの委員の方。 事務局のほう、理解していただければ非常に助かるんだけれども。

○8番(佐藤浩信君) はっきり言って、地代と言っているけれども、我々簡単に考えていますけれども、水利費の利権の問題とか、西根堰の管理がどうのこうのとか、水の回りも地代に全部反映してきているんで、貝田のたしか下のほうは西根堰に入っているかもしれないけれども、上のほうは余り水でやっている部分、そういうものまで全部複合的に考えてやれというのは、これはまず無理だね。

だから、我々一般的に土地を借りるときはそうなんだけれども、俺は森江野だからほとんど 西根堰の管理地区でやっているんだけれども、一部滝川から上がってきている水で管理されて いる田んぼもあるんだけれども、もうそれは西根堰とみなしてやっているからという問題が入 ってくるんで、今回の事務局の判断は適当じゃないかな。だって、そこまでまだ進んでないで しょう、みんなの考え方が。

以上です。

○7番(八島富一君) 多分これは借りてやるというか、組合で借りているんだけれども、貸す人もこれは高いほうがいいけれども、大体後継者なり、そこをやる人たちもいなくなっている状態なんだから、できれば、その借りてやっている人たちが有利な方法を取らざるを得ない

のではないかなと思うんだけれどもね。国見町全部見てもそのような傾向にあるんだからとい う意見です。

- ○会長(渋谷福重君) ここに貝田の圃場整備の吉田さんいるんで、意見があれば一言。
- ○貝田・光明寺地区担当推進委員(吉田和男君) うちは法人をつくって担い手でやっているんですけれども、今年も石拾いしているんですよ。それで、もう毎年毎年、ちょっと深くなったけれども、石が出るもんで、そのことを田んぼを持っている人に理解してもらって、それで、安くしてもらっているんですよ。それで、去年結局持ち主の人になったんだけれども、そのときいろいろ問題は出たんだけれども、理解してもらったんですよ。だから、今でも田んぼによっては石がすごいんですよ。

以上です。

- ○会長(渋谷福重君) 今でも負担がかかっているということだね。 ということは、あえて載せないほうがいいということでしょう。 10番。
- ○10番(井砂秀明君) ここは総会の場なので、ここの資料にはその分載せてもいいんじゃないですか、開示する部分には載せなくても。なので、ここの場は守秘義務があるので、この場でそういう情報が提供されれば、斎藤さんも納得できると思うんで、そういう提案の仕方だったらと思います。
- ○会長(渋谷福重君) でも、これは最終的には情報提供しちゃうんでしょう。
- ○事務局 皆さんに情報提供するのが222ページの部分でございますので、こちらは皆さんに 開示する部分、井砂委員からご意見あった部分を223ページ、こちらは皆さんに開示しない部 分ですので、そこに、例えば記載すればよかったんじゃないかということでよろしいですか。
- ○会長(渋谷福重君) ここの委員とか、出ている人は分かるようにしておくけれども、こっちの全体に開示するものは載せておかないということの形ですよね。
- ○10番(井砂秀明君) 可能であればと言っただけで、別に口頭で行っても差し支えないし。 ○会長(渋谷福重君) どうですか、6番。
- ○6番(斎藤紀次君) 隠しているとかということだけは絶対に思われないようにしないと駄目ということ。だから、いつでも閲覧請求があったら、いつだって当然ちゃんと開示できるようにしておかないと。あえて公表しなくても、開示を求められてすんなり事実が出てこないようでは、後で何を言われてもしようがない。
- ○会長(渋谷福重君) 事務局。

- ○事務局 斎藤委員おっしゃりたいのは、今回こういう形でデータを出して、例えば貝田地区 の人とかから、いや、もっとこれは低いんじゃないのとかという話になったときに、いや、実 は今回の賃借料情報は、貝田は特殊だからこの分除いていますよというちゃんと説明のほうも できるように準備しておけということでよろしいですよね。
- ○6番(斎藤紀次君) 隠したんじゃなくて、ちゃんとこういうふうに整理しているんだと、いつでも説明できるようにしておかないと。後から問われて困るというような形じゃ駄目だと。○事務局 ちゃんと理由があって外しているんですよというのが説明できればいいということ
- ○6番(斎藤紀次君) 理由というか、それはそれで整理していますということ。データとしてちゃんとこうやってありますということで。

# [発言する者多数あり]

- ○事務局 データとして整理して、変える分は、平均額は変わらないので。
- ○6番(斎藤紀次君) だから、全体でちゃんとそれが分かるようにデータをつくっておくというか、ちゃんと整理した形のね。あえて除いたというのは、いや、除いてもいいよ。だからそれをちゃんと別欄に、貝田地区だけのはこうだというのを残しておいて。要するに見たい委員には見られるというふうに。
- ○事務局 問合せがあったときにちゃんと。

ですね。

- ○6番(斎藤紀次君) ちゃんとこうですよということを言えるようにしておかないと。
- ○事務局 今回皆さんに公表するのは、222ページの形で。
- ○6番(斎藤紀次君) 要するに、情報提供だから、それは町としてはこれを提供しますというのはいいんだけれども、当然質問がくる可能性があるわけですから。そういう人に、除きましたという説明をしたんではまずいわけよ。公表する必要性はないからしなかったという形をとらないと。
- ○事務局 内部としてその辺整備して、いつでも説明できるように整備しておきます。
- ○会長(渋谷福重君) 7番。
- ○7番(八島富一君) 貝田地区も基盤整備が完全にもうこれで終わったという感じではないと思うんだよね。だから、それを公表するのもちょっと、公表というほどではないけれども、説明していくというほどでもないと思うんだな。斎藤委員の言うことは分かるけれども、完全に小坂なら小坂みたいに、もうこの人の土地ですよと決まって、全部が終わりましたというんだったらいいけれども、まだ完全に終わっていないんだから、そこまでは言わなくてもいいん

じゃないの。

- ○会長(渋谷福重君) 事務局。
- ○事務局 貝田地区の圃場整備事業については、昨年3月に換地処分が終わりまして、去年8月に補完工事が終わって、全て完了しました。ですので、今回の特殊事情というのが、先ほどの吉田さんおっしゃったように、工事が終わってまだ時間がたっていないということで、田んぼから石が出てきて、収量が安定しないであったりとか、あとは樹園地については、まだ収穫が始まっていないとか、そういった事情を考慮して、農用地利用改善組合と担い手との間の契約で、田んぼで1反歩3,000円、畑で1,000円というような内容で総会で決まったところです。それについては、10年の契約なんですけれども、3年後見直しということで総会の中で決まっています。
- ○6番(斎藤紀次君) 貝田地区だけ別枠で表をつくってくればいいわけだな。

情報としたらこれでいいんだろうけれども、手持ちとしては貝田地区はこれこれこうなんだということをはっきり。要するにごまかしたとか、隠したと言われないように。

- ○事務局 貝田地区はそういう状況だという上で整理して、事務局で持っているようにはします。
- ○事務局 今こういう状況なんですけれども、参考というところで。
- ○2番(赤坂正弘君) 非常に難しいんだけれども、何でかというと、この上のほうに令和3年1月から12月まで締結したと。契約における賃借料水準と書いてある。ということは締結したもの全部ということになるんだから。
- ○会長(渋谷福重君) 地元の方は、吉田さん言ったように、吉田さんも該当者なのよ。本人 としてはこれは皆さん認めていることであってね。
- ○2番(赤坂正弘君) 聞かれたら言う。

この文面どおりやっていたら、本当は公表しなくちゃいけないと思うんですよ。公表したらいろいろな問題が出てくるから、このままにしちゃうか。

- ○事務局 これは手持ち用として、事務局のほうで持っていますので。ということでよろしく お願いしたいと思います。
- ○会長(渋谷福重君) 進みます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長(渋谷福重君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号について、令和4年度国見町賃借料情報の内容が適当であると認める委員の挙手 を求めます。

〔举 手 全 員〕

○会長(渋谷福重君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号の内容については適当であると決定いたします。

それでは、この議事については終了といたします。

#### 6 その他

# (1) 次回以降の総会日程について

- ○会長(渋谷福重君) 続いて、その他に移ります。 次回以降の総会日程について、お願いいたします。
- ○事務局 【次回以降の総会日程について説明】
- ○会長(渋谷福重君) ほかに出ないようですので、5月は18日と決定させていただきます。 それでは、最後に、出席の農業委員の方、農地利用最適化推進委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

7番、八島委員。

- ○7番(八島富一君) 昨今豚熱で騒いで、イノシシがいないと非常にいいなと思っているんですけれども、今年の冬からまた再放牧というんではないですけれども、大分畑が荒らされているんですけれども、国見においてはワクチンを餌に、ビスケットとか餌をまいているんでしょうか。
- ○事務局 ビスケットみたいに、前に八島委員さんから話があったんですけれども、実際にそれは去年で、終わった後に産業振興課のほうにそういったことで一般要望としてあるということでお話を。
- ○7番(八島富一君) いや、まかないでほしい話だから、これは。
- ○事務局 だから、それはまかないでというようなことでお話ししておきます。
- ○7番(八島富一君) できれば、接触して死んでもらいたいんだから。
- ○事務局 その旨、要望ということでお伝えしておきます。
- ○会長(渋谷福重君) ほかにございませんか。

# 〔発言する者なし〕

○会長(渋谷福重君) ないようでありますので、本総会を閉じます。 どうもありがとうございました。

午後3時32分閉会